

岩手労働局

厚生労働省岩手労働局発表
平成 27 年 1 月 26 日

【照会先】
岩手労働局労働基準部監督課
監督課長 高橋 嘉寿満
主任監察監督官 内藤 淳一
(電話) 019-604-3006

報道関係者 各位

「働き方改革」に向けた取組に関する要請を実施します

～岩手労働局長及び岩手県商工労働観光部長が「働き方改革」の取組への協力を
直接要請～

岩手労働局（局長 弓 信幸）では、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などをはじめとした「働き方改革の実現」に向けた取組を推進させるため、岩手労働局長及び岩手県商工労働観光部長が、岩手県商工会議所連合会会長（みちのくココ・コーラボトリング株式会社代表取締役会長 谷村邦久）及び日本労働組合総連合会岩手県連合会会長（会長 豊巻浩也）に対して直接「働き方改革の実現」に向けた取組への協力要請を下記のとおり実施します。

記

- 1 日本労働組合総連合会岩手県連合会会長への要請
日 時 平成 27 年 1 月 28 日（水） 13 時～13 時 30 分
場 所 日本労働組合総連合会岩手県連合会
住 所 盛岡市菜園 1-3-6 農林会館 4 F
- 2 岩手県商工会議所連合会会長への要請
日 時 平成 27 年 1 月 28 日（水） 15 時～15 時 30 分
場 所 岩手県商工会議所連合会
住 所 盛岡市清水町 1 4-1 2

岩手県の経済情勢は回復基調にあるところですが、経済の好循環を実現するためには、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要であり、特に、人口減少が進む中では、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することが求められているところです。

こうした中、平成 26 年 6 月に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂 2014』におきましては、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制など働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題となっておりますが、岩手県内の状況をみますと、平成 25 年の一人平均総実労働時間は 1,908 時間と全国平均の 1,791 時間より 117 時間長く（全国 2 番目）、また、年次有給休暇の取得率につきましては、全国平均 48.8%を下回り 46.8%（全国 28 番目）となっているところです。

さらに、平成 26 年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念では、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、これらを具体化する上で、長時間労働の抑制などをはじめとする「働き方改革」についても、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」に資するものとして取り組む必要があるものです。

このため、岩手労働局におきましては、本年 1 月 8 日に『岩手労働局働き方改革推進本部（本部長：岩手労働局長）』を設置し、岩手県とも必要な連携を図りつつ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などをはじめとした「働き方改革の実現」に向けた企業への働きかけの強化を推進することとしており、この取組の一環として、今回の要請を行うこととしたものです。

なお、これら「働き方改革の実現」のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要であり、各企業においては、企業トップ自らがその重要性を認識した上で、長時間労働などを前提としたこれまでの労働慣行を見直し、定時退社や年次有給休暇の取得促進など、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。